

松山市広告付き窓口案内システム 評価基準表

評価項目	評価内容	配点	評価手法
①機器表示	機器の画面表示、画面デザイン、及びインターネット上での混雑状況の表示について。	10	①
②機器操作性	機器操作、設定変更等が容易にできるかについて。	5	②
③音響設備	設置場所において、案内に十分な音響設備を整えられるかについて。	5	②
④安全対策・保守体制	機器設置にあたっての安全対策、障害発生時に保守体制、及び消耗品等の提供について。	5	②
⑤広告・行政情報表示	広告の募集、作成等についての基準遵守、表示の見やすさ等について。	10	①
⑥導入スケジュール	運用開始までに、機器設置、職員研修等が十分に行えるスケジュールかについて。	5	②
⑦事業実績	同様の事業についての他市への導入実績について。	5	②
⑧事業者提案	仕様書中の機能等に定めのない事項について、より良い市民サービスにつながる有益な機能の提案があるか。	15	③
⑨納入金額	広告料の納入金額が一番高い事業者を40点とし、2番目以下の事業者については、当該提示価格を最高価格で除した値に40を乗じた値(小数点第二位以下は四捨五入)を価格点とする。	40	—
合計		100	

【評価手法①】

・企画提案書を対象に、評価内容について以下の6段階で評価する。

- 10(特に優れている)
- 8(やや優れている)
- 6(仕様を満たしており問題ない)
- 4(やや劣っている)
- 2(劣っている)
- 0(仕様を満たしていない)

【評価手法②】

・企画提案書を対象に、評価内容について以下の4段階で評価する。

- 5(優れている)
- 3(問題ない)
- 1(劣っている)
- 0(仕様を満たしていない)

【評価手法③】

・提案された機能ごとに以下の3段階で評価する。

- 5(採用し大いに効果がある)
- 3(採用する)
- 0(提案がない)